

## 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名：兵庫県地球温暖化対策推進計画（案）  
 意見募集期間：令和3年1月27日～令和3年2月16日  
 意見等の提出件数：299件（93人）

| 区分             | 件数  |
|----------------|-----|
| 本文の趣旨に一致       | 6   |
| 計画・取組に反映       | 27  |
| 計画・取組に既に盛り込み済み | 79  |
| 引き続き検討         | 65  |
| 対応困難           | 6   |
| その他            | 116 |

| 項目等 | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方  |
|-----|--|----|--|
| 全体  | 兵庫県が「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」とする方針を打ち出したことを歓迎し、県が推進する温暖化対策に賛同する。  | 5  | <b>【本文の趣旨に一致しています】</b><br>本計画に基づき取組を進めます。  |
|     | コロナ感染拡大の中、命を守ることを優先しながら地球も守ることを伝えていく必要がある。コロナの中での計画として（ウィズコロナという考えも含めて）、見直す部分があるのではないか。  | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-III (p. 27) に、脱炭素の実現に向けては、「グリーンリカバリー」の考え方の下、取り組むことが求められること記載しています。また、第5章-IVに「テレワークやローテーション勤務、オンライン会議等の推進」や「再配達削減のための宅配ボックス設置の推進」など、感染拡大を予防する新たな生活様式を踏まえた取組も示しています。  |
|     | 現在の県民の温暖化についての意識をどの程度把握しているのか。それをどう向上させて、どのような物差しで評価していくのか。  | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>「兵庫県環境基本計画」の点検・評価項目として、「適応策の県民の認知度」を設定しており、毎年度、温暖化対策に関する県民の意識調査を行っていますが、より正確な状況を把握するために調査項目の検討を行います。  |
|     | 県民は、「生活スタイルをどう変化させるべきか。」、「エネルギーの選択をどうしていくべきか。」などの確かな情報提供が必要。<br>概要版（案）は、わかりやすく親しみやすいものになっていない。<br>県民にわかるよう要約版（ダイジェスト）を作成し、広報すべき。   | 8  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>県民に取り組んでいただきたいライフスタイルの転換等については、第5章-IV 方針4 (p. 37～39) に記載しています。<br>来年度、県民にわかりやすいパンフレットを作成し、周知を行います。  |
|     | 計画案は、大半が2030年以降に託されていて、困難な目標に挑戦する（2050年には必ずゼロにする）という県の強い姿勢・意気込みを感じられない。<br>特に家庭部門への提案・お願いが他人事のように感じ、緊迫感が伝わらない。<br>具体性に欠けており、絵に描いた餅に終わる予測をしてしまう内容である。<br>まずは、2030年を目標に、具体的な充実した取組内容を示すべき。 | 7  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>2050年実質ゼロの実現には、2030年までの約10年が重要であることから、2030年度目標を35～38%削減（2013年度比）に強化し、達成に向けた具体的な取組内容を第5章-IVに示しています。<br>実質ゼロの実現は、現在の取組の単純な延長線にあるとは言えず、ダイナミックな技術革新や社会構造、ライフスタイルの転換が必要であることから、このたびの計画では実現に向けた具体的な道筋を示すことはできませんが、少しでも早く明確にしていくため、引き続き議論を続けていく旨を第4章-II (p. 17) に記載しています。<br>また、国の動向はもとより、イノベーションの進展等の状況も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う旨を第7章-IV (p. 82) に記載しています。 |
| 全体  | 計画案は細分化され理解しやすいが、各項目の取組が多岐にわたりすぎている。今すぐ必要でない取組は今後に回し、もう少し内容を絞った方が推進しやすいのではないか。多種になると、わかりにくい。   | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>温室効果ガスは多分野で排出され、その対策は多岐にわたります。2050年実質ゼロの達成に向けては、少しでも温室効果ガス排出量を削減することが重要であり、本計画で示す取組内容全てに取り組んでいくことが重要と考えます。<br>来年度、県民にわかりやすいパンフレットを作成し、周知を行います。  |

| 項目等              | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方   |
|------------------|---|----|---|
| はじめに             | (はじめに)<br>地球環境産業を発展させることで、脱炭素社会を実現するという考え方方が、より現実的であり県民にもわかりやすいものと思われる。<br>よって、原案の文章構成は、「地球温暖化防止⇒脱炭素化⇒CO <sub>2</sub> 削減⇒再生可能エネルギー利用・CO <sub>2</sub> 吸収」となっているが、加えて「エネルギー安定供給・経費削減⇒再生可能エネルギー産業・CO <sub>2</sub> 産業・省エネ産業の発展⇒気候変動対策・脱炭素社会」のイメージで加筆してはどうか。 | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>脱炭素社会の実現には、地球環境産業の発展も含め、革新的なイノベーションが大前提である旨を記載しています。   |
| 第1章-III<br>計画の目標 | (p.2)<br>温暖化被害の抑制のため、「2050年に温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すこと。  | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第1章-III 計画の目標 (p.2) に、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨、記載しています。  |
|                  | (p.2)<br>CO <sub>2</sub> 排出量実質ゼロの達成後は、そのままゼロを維持していくのか。それとも、一度だけなのか。   | 1  | <b>[その他]</b><br>CO <sub>2</sub> 排出量実質ゼロの維持が必要と考えます。   |
|                  | (p.2)<br>「2050年までに」ではなく、せめて2030年までにCO <sub>2</sub> 排出量をゼロにするよう努力していただきたい。   | 2  | <b>[対応困難です]</b><br>実質ゼロの実現は、現在の取組の単純な延長線にあるとは言えず、ダイナミックな技術革新や社会構造、ライフスタイルの転換が必要であることから、2030年までの達成は現時点では現実的ではなく困難と考えますが、少しでも早く達成できるよう努めています。   |
|                  | (p.2)<br>2050年に温室効果ガス実質ゼロとしているが、その具体的な内容がなく、2030年度目標を2050年目標のステップとして位置付けていない。明確に示すべき。(2030年度目標が、実質ゼロに繋がるものなのか不明。中間目標の位置付けを明確にすべき。)  | 2  | <b>[引き続き検討します]</b><br>実質ゼロの実現は、現在の取組の単純な延長線にあるとは言えず、ダイナミックな技術革新や社会構造、ライフスタイルの転換が必要であることから、2030年度目標のように2050年の分野別削減率等を示すこと、また、2030年度目標が実質ゼロに繋がるものであることを証明することは、現時点では困難と考えます。<br>なお、本計画では2050年の将来像を記載しているものの、本計画の対象期間は2030年度までであることから、その旨を第1章-IV (p.2) に追記します。 |
|                  | (p.2)<br>CO <sub>2</sub> 削減量及び再生可能エネルギー導入量に加えて、2030年における地球環境産業の規模見込を記載してはどうか。   | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>都道府県等の実行計画に定める事項として、「施策の実施に関する目標」を追加することが国において検討中であることから、ご提案いただいた地球環境産業の規模見込も含めて、各分野の将来予測値や個別施策の目標値等の提示は、引き続き検討します。   |
|                  | (p.2)<br>今後の水素利用が極めて重要であるため、水素必要量、水素供給量、水素の用途別使用量、CO <sub>2</sub> 削減効果などを図表で説明するとわかりやすい。  | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>都道府県等の実行計画に定める事項として、「施策の実施に関する目標」を追加することが国において検討中です。提供可能な関連データを示します。  |

| 項目等                      | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方  |
|--------------------------|---|----|--|
| 第3章-I<br>温室効果ガス排出の現状     | (p. 13~14)<br>発電所などエネルギー転換部門の排出量を消費側に算入しているが、発電所等における温室効果ガス排出量の割合を示すべき。   | 1  | <b>[対応困難です]</b><br>国の「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）」において、「エネルギー転換部門における自家消費等以外の排出量（販売用の発電や熱生成に伴う排出）は、区域の温室効果ガス排出量の算定の対象に含めない。」とされており（つまり、消費側に算入）、加えて、発電所ごとの燃料使用量等のデータも入手不可のため、算出は困難です。  |
| 第3章-II<br>再生可能エネルギー導入の現状 | (p. 16)<br>大規模水力を含む方が（全国と同条件で比較した方が）わかりやすいのではないか。豪雨による河川の氾濫等の水害対策を兼ねたダム建設は、今後検討の余地はないのか。  | 1  | <b>[ご意見を反映しました]</b><br>ご意見を踏まえ、図表34及び図表35を修正し、県内、全国ともに小水力発電と大規模水力発電の値を分けて記載しました。<br>なお、現状、新たなダムの建設予定はありません。  |
|                          | (p. 16)<br>再生可能エネルギー以外の、その他の電源構成についての説明がない。化石燃料に依存しない社会を目指すのなら、現状の電源構成も明らかにすべき。   | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>現時点では電源構成を示すための統計データ（発電種類別の県内の発電量）が公表されていませんが、国に要望するなど必要な情報が収集できるよう努めています。   |
| 第4章-II<br>2050年実質ゼロの社会の姿 | (p. 17)<br>再生可能エネルギーや水素を利用したメタネーションを軸とした都市ガス原料であれば、カーボンニュートラルであるため、p. 17の②24~25に記載の「地中に貯留もしくはエネルギー等として再利用されている。」を「エネルギー等（カーボンニュートラルメタン等）として再利用されている。」としてはどうか。 | 1  | <b>[ご意見を反映しました]</b><br>ご意見を踏まえ、p. 17の②27~28に記載の「地中に貯留もしくはエネルギー等として再利用されている。」を「地中に貯留もしくはエネルギー等（カーボンニュートラルメタン等）として再利用されている。」とします。  |
|                          | (p. 18及びp. 21)<br>p. 18に掲載の2050年のイメージ図の中で、「自分で使うエネルギーを自分で作る暮らし」とあるが、コーディネレーション（家庭用燃料電池）も創エネ・省エネシステムの一つなので、「高効率給湯器」を「高効率給湯器・燃料電池等」と追記してはどうか。（p. 21も同様に）        | 1  | <b>[ご意見を反映しました]</b><br>ご意見を踏まえ、p. 18のイメージ図中の「高効率給湯器」を「高効率給湯器・燃料電池等」とします。<br>また、p. 21のまち「エネルギー」に記載の「高効率・ノンフロン家電、高効率給湯器の普及はもとより」を「高効率・ノンフロン家電、高効率給湯器・コーディネーションシステム（燃料電池等）の普及はもとより、」とします。   |
|                          | (p. 17~22)<br>2050年のイメージを示す必要があり、そのイメージに向けて、2030年までに準備しておく事項を設定し、調査検討を進めるのが賢明と思われる。<br>どうやって実質ゼロを目指すのかその考え方が明らかになっていない。                                       | 2  | <b>[引き続き検討します]</b><br>p. 18に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」社会のイメージを示しており、p. 19からp. 22にその実現に向けた取組の方向性を示しています。実質ゼロの実現は、現在の取組の単純な延長線にあるとは言えず、ダイナミックな技術革新や社会構造、ライフスタイルの転換が必要であることから、実現に向けた道筋を明確にするために、引き続き議論を続けていきます。                              |
|                          | (p. 19~22)<br>p. 19~22に示している「取組の方向性」の各項目について、例えば、5年単位での分野別削減計画等を明確にするとともに、フォローアップ（年次削減の点検等）の仕組みづくりが必要ではないか。   | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>実質ゼロの実現は、現在の取組の単純な延長線にあるとは言えず、ダイナミックな技術革新や社会構造、ライフスタイルの転換が必要であることから、現時点で分野別の削減計画など具体的な道筋を明確にすることは困難と考えます。一方で、都道府県等の実行計画に定める事項として、「施策の実施に関する目標」を追加することが国において検討中であることから、ご提案いただいた分野別削減計画の策定も含めて、引き続き議論を続けていきます。 |

| 項目等                            | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方  |
|--------------------------------|--|----|--|
| 第4章-III<br>2050年実質ゼロに向けた取組の方針性 | (p. 20)<br>「石炭火力発電の廃止・転換などを含め」とあるが、「転換」とは何に変えるのか不明なこともあります、「廃止」のみとすべきではないか。  | 1  | <b>[対応困難です]</b><br>「転換」とは石炭から他燃料への転換を意味します。現在、工場等で稼働している自家消費型石炭ボイラーの中には、発電のほか蒸気の利用も主目的の1つとしているものもあり、ボイラーを完全に廃止することが困難なケースもあります。そのようなケースでは、石炭から他燃料への転換が求められるため、「転換」を削除することは困難と考えます。   |
|                                | (p. 17、20、21)<br>化石燃料を使って水素を生成するのであれば、石炭火力発電所と同じであるため、グリーン水素のみの活用しか認めるべきではない。  | 6  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>水素の安定供給には、化石燃料から製造した水素も必要（ただし、製造時に発生するCO <sub>2</sub> はCCUSにより貯留もしくは再利用することが前提）となるかもしれません、目指すところは再生可能エネルギー由来の水素であり、そのために、「再生可能エネルギー由来水素の製造・貯蔵・利用等について産官学が連携し、新たな水素利活用に関する研究・実証を推進する」旨を第5章-IV 方針2-5（p. 35）に記載しています。            |
|                                | (p. 17～22)<br>「CO <sub>2</sub> フリー水素の製造」、「石炭火力発電から水素発電への転換の実現」など、全体としては賛同できるが、現在、兵庫県が進めるオーストラリアの褐炭から水素を製造する方法は、製造時に発生するCO <sub>2</sub> を地中に埋めるCCS技術を活用したものであり、技術面・コスト面において実用段階に至っていない手法を即時採用できるかのような計画にすることに疑義がある。水素は有望な技術として期待しているが、「①CCS技術の国際的な評価を含めた検証・確立を見極める必要があること、②褐炭を活用した水素がグリーンウォッシュとされないルールマイкиングを前提とした予算化・活動計画を立案すること」を検討の上で、計画に記載いただきたい。 | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>再生可能エネルギーから水素を製造する技術が確立し、大幅な再生可能エネルギーの導入が進むまでは、褐炭から水素を製造する方法も必要と考えます。ご意見のとおり、水素の製造や貯蔵・利用等の技術は発展途上の段階にあり、不透明なところもありますが、水素に限らず、実質ゼロの実現は、現在の取組の単純な延長線にあるとは言えず、ダイナミックな技術革新等が必要であることから、イノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。 |
|                                | (p. 20)<br>水素発電の有用性が不透明である。技術開発にかかるコスト、リスクが見てこない。  | 1  |  |
|                                | (p. 20)<br>「石炭火力発電から水素発電への転換の実現」とあるが、資源のない日本においては電源のベストミックスが重要であり、火力発電所においてもCCSやCCUSを用いた脱炭素化技術の進展も考えられる。水素発電には大いに期待するものの、「転換の実現」は書きすぎではないか。  | 1  | <b>[ご意見を反映しました]</b><br>ご意見を踏まえ、水素発電に限定しない表現に修正しました。（p. 20）   |
|                                | (p. 19)<br>住宅では、太陽熱温水器の省エネ効果が大きいので、p. 19のくらし「エネルギー」に太陽熱温水器を加えてはどうか。  | 1  | <b>[ご意見を反映しました]</b><br>ご意見を踏まえ、p. 19のくらし「エネルギー」の1段目に記載の「太陽光発電の屋根置きと」を「太陽光発電や太陽熱温水器の屋根置きと」とします。   |

| 項目等                            | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方  |
|--------------------------------|--|----|--|
| 第4章-III<br>2050年実質ゼロに向けた取組の方針性 | (p. 20)<br>「県内の再エネ由来電力を県内事業者へ供給することを全県展開」とあるが、県内の再エネ由来電力だけでは必要な電力を賄えず、実際は市場等からの電力調達とのセットになるのではないか。実施に当たっては、「県内の再エネ由来電力」と限定する必要はなく、県外からの調達も視野に入れて事業展開を行うべき。 | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>第4章-IIIに記載の取組の方向性は、現時点で考えられる「2050年実質ゼロ」が実現した際の社会をイメージして記載しています。現状は、ご意見のとおり県外からの調達も必要ですが、将来的には地域循環共生圏の創出の観点からも、県内のものを県内で消費する姿を目指すべきと考えます。<br>事業の推進に当たっては、ご意見のとおり電力の安定供給という観点にも十分に注意を払って進めていきます。 |
|                                | (p. 20)<br>再生可能エネルギーや水素を利用したメタネーションを軸とした都市ガス原料であれば、カーボンニュートラルであるため、p. 20の製造業・運輸業等に記載の「地中に貯留もしくはエネルギー等として再利用する…」を「エネルギー等（カーボンニュートラルメタン等）として再利用する…」としてはどうか。  | 1  | <b>[ご意見を反映しました]</b><br>ご意見を踏まえ、p. 20の製造業・運輸業等の2段目に記載の「地中に貯留もしくはエネルギー等として再利用するCCUS及びDAC技術の活用」を「地中に貯留もしくはエネルギー等（カーボンニュートラルメタン等）として再利用するCCUS及びDAC技術の活用」とします。  |
|                                | (p. 20)<br>CCUS、DACの利用を炭素固定に寄与する製品を対象にすれば、炭素固定ビジネスにならないか。  | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>p. 20のしごと「農林水産業」に、CCUS及びDACにより回収したCO <sub>2</sub> の利用例として、野菜栽培工場での利用の普及を記載しています。  |
|                                | (p. 21)<br>ZEH、ZEBは新築対象だが、今後は新築件数が大きく伸びることはないと推測されることから、既存住宅やビルのゼロエネルギー化も必要ではないか。  | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>既存建築物のゼロエネルギー化も必要と考えますが、費用等を考慮すると現時点では容易ではないことから、本計画ではZEH、ZEBの標準化を新築に限定して記載しています。既存建築物のゼロエネルギー化については、引き続き検討します。  |
|                                | (p. 21)<br>長野県のように、下水道の廃熱を利用するにも有効ではないか。   | 1  | <b>[ご意見を反映しました]</b><br>ご意見を踏まえ、p. 21のまち「都市と地域・土地利用」の4段目に記載の「ごみ焼却施設等の廃熱を」を「ごみ焼却施設や下水道等の廃熱を」とします。  |
| 第5章-I<br>2030年度<br>温室効果ガス削減目標  | (p. 23)<br>2050年のCO <sub>2</sub> 削減目標だけでなく、2030年のCO <sub>2</sub> 削減目標も掲げるべき。   | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>2030年度目標として、35%～38%削減（2013年度比）を掲げています。（p. 2及びp. 23）   |
|                                | (p. 23)<br>2030年度の削減目標は、35～38%では低すぎる。  | 2  | <b>[引き続き検討します]</b><br>2030年度の削減目標はp. 23に記載のとおり、産業活動等の社会情勢の将来予測や現時点で考えられる対策による削減量を客観的に積み上げて設定しています。県の全排出量のうち6割以上を産業部門が占めており、更なる削減には技術革新が不可欠であることから、現時点では35～38%削減の目標は大変高いハードル（目標）と考えます。                                |
|                                | (p. 23)<br>2030年度の削減目標は、35～38%ではなく、少なくとも50%まで引き上げるべき。  | 12 | なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。  |

| 項目等                           | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方  |
|-------------------------------|---|----|--|
| 第5章-I<br>2030年度<br>温室効果ガス削減目標 | (p. 23)<br><p>2030年度目標35%削減は、チャレンジングな目標であり、個社単体の努力だけでは達成にかなりの困難を伴うものと考えている。兵庫県の制度的、技術的、経済的支援が必要であるとともに、低炭素化・脱炭素化に伴うコストについても社会全体で負担していくコンセンサスや仕組み作りが重要である。</p>   | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>経済対策を優先するのではなく、気候変動対策も融合させる中で、グリーンリカバリーの考え方を事業者のみだけなく、県民・団体・行政もその意識・責務・負担を共有していく旨、p. 27に記載しています。<br>第5章-IVにも記載のとおり、目標の達成に向けて補助や融資等の経済的支援を実施するとともに、産官学連携の下、研究会を立ち上げるなど技術的支援にも取り組みます。                         |
|                               | (p. 24)<br><p>STEP1（すう勢による増減）で、-2,938kt-CO<sub>2</sub>を見込まれているが、新しい産業の立地、既存企業の設備増強や通販の拡大による輸送量増加などにより増えるのではないか。</p>   | 1  | <b>【その他】</b><br>STEP1（すう勢による増減）は、県及び国の将来予測値や県内データ（実績値）の線形トレンドから算出しています。ご意見のとおり貨物輸送など排出量が増加する分野もありますが、全体では排出量が下がると予測しています。  |
|                               | (p. 24)<br><p>STEP2（電力消費に伴う排出量の補正）では、電力排出係数として0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWhを採用しているが、この実現は可能なのか。これを達成できなければ、計画の達成に齟齬を招くことにならないか。</p>   | 1  | <b>【その他】</b><br>国の「地球温暖化対策計画」の想定値である0.37kg-CO <sub>2</sub> /kWhを採用していますが、「石炭火力検討ワーキンググループ」での検討など、この達成に向けた取組が国で行われていることから、実現可能と考えます。<br>なお、現在国において「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」の見直し作業が進められていることから、この値に変更等が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しも検討していきます。 |
|                               | (p. 24)<br><p>STEP3（全国共通の取組による削減）で、産業部門は-5,287kt-CO<sub>2</sub>を見込まれている。2015年7月17日に、国連気候変動枠組条約事務局に提出した日本の約束草案では、産業部門の目安として401百万t-CO<sub>2</sub>（2013年度比で6.5%）、エネルギー転換部門を合わせても474百万t-CO<sub>2</sub>（2013年度比で10.6%）であることから見ると、過剰に見積られているのではないか。</p> | 1  | <b>【その他】</b><br>STEP3（全国共通の取組による削減）は、国が「地球温暖化対策計画」で定めた2030年度目標26%削減（2013年度比）を達成するために示した各取組のうち、県内で実施可能な取組の削減量を指標（出荷額、床面積等）で按分し、本県分を算出したものであり、過剰とは考えていません。   |
|                               | (p. 24)<br><p>図表38のSTEP3（全国共通の取組による削減）の家庭部門に、「高効率LED照明の普及」を追記してはどうか。</p>  | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>ご提案いただいた「高効率LED照明の普及」は、図表38に記載の「高効率な省エネルギー機器の普及」の中に含まれています。詳細は、環境省が公表している「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」をご参照ください。  |
|                               | (p. 24)<br><p>県の総排出量の6割以上を占める産業部門の削減対策こそ重要である。同部門の削減目標を引き上げるべき。（例えば、28.5%削減から50%削減へ）</p>  | 2  | <b>【引き続き検討します】</b><br>電力使用による排出量が6～8割を占める業務・家庭部門とは異なり、産業部門では熱エネルギー利用時や製造工程等でも温室効果ガスが排出されることから、現在の技術では50%削減は困難と考えます。<br>なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。   |
|                               | (p. 24)<br><p>図表39で、排出量の割合が高い産業部門、運輸部門の削減率が、業務や家庭部門と比較して低いことについて説明が必要ではないか。</p>   | 1  | <b>【ご意見を反映しました】</b><br>業務部門及び家庭部門は、排出量のうち、電力使用によるものが6～8割と大半を占めているため、電力排出係数の低下による削減効果が大きくなり、産業、運輸部門と比較して削減率が高くなります。その旨をp. 24に追記します。   |

| 項目等                               | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方   |
|-----------------------------------|--|----|---|
| 第5章-I<br>2030年度<br>温室効果ガス削減目標     | (p. 24)<br>排出量の削減量は国を上回る目標としているが、吸收量については見劣りする目標である。もっと、踏み込んだ記載や目標とすべき。<br>また、国の目標と比較して、そこまで到達できない理由、その算定方法も明確にすべきである。                             | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>吸收量の算定方法は、p. 23の「削減目標設定の考え方」に記載のとおり、削減量と同じ算定方法です。つまり、STEP3では国計画に基づく全国の吸收量を県内森林面積で按分して県の吸收量を算出するとともに、STEP4では「豊かな森づくり」など県独自の施策による森林整備等の吸收量を算定しています。その旨がわかるよう、p. 23に記載のSTEP3及び4のところでは、削減量（吸收量）と追記します。<br>なお、吸收量の目標の引き上げについては、引き続き検討します。  |
| 第5章-II<br>2030年度<br>再生可能エネルギー導入目標 | (p. 25)<br>2030年度に80億kWh（再生可能エネルギー比率22%）では低すぎる。<br>90～120億kWhを目標とすべき。<br>再エネ比率を40～50%とすべき。   | 5  | <b>[引き続き検討します]</b><br>FIT制度の買取価格の低下や適地の減少、土砂災害への懸念や景観の悪化など地域での様々な問題等もあり非住宅用太陽光発電の導入の伸びが鈍化しているほか、風力発電及び地熱発電は適地が見つからないなど、大規模施設の導入が進んでいないことから、現時点では目標値の引き上げは困難と考えます。<br>なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。  |
|                                   | (p. 25)<br>県下の地域資源を活用して再生可能エネルギー100%を目指すべきである。そのために、せめて2030年度までに県施設は再生可能エネルギー100%調達にし、県内市町にも再生可能エネルギー100%を目指すことを要請すべき。（公共施設における再生可能エネルギー導入を推進すべき。） | 6  | <b>[ご意見を反映しました]</b><br>県自らが大規模な消費者・事業者として、率先して更なる環境負荷の低減に取り組むために策定している「環境率先行行動計画」において、県有施設における再生可能エネルギーの調達を進めます。「再エネ100宣言RE Action」を応援する立場から再生可能エネルギー化を段階的に進めています。まずは、環境部局の関連施設（ひょうご環境体験館等）から取り組んでいきます。その旨を、第5章-IV 方針1-7 (p. 32) に追記します。<br>また、県内市町に対しても再生可能エネルギーの調達を促していく旨、第5章-IV 方針2-5 (p. 35) に追記します。                |
|                                   | (p. 25)<br>いつまでに再生可能エネルギー100%にするか期限を明記すべき。   | 1  | <b>[対応困難です]</b><br>現在の技術では、再生可能エネルギーのみによる電力の安定供給は不可能と考えられますので、期限を明記することは困難です。   |
|                                   | (p. 26)<br>再生可能エネルギー増加分は、バイオマス発電だけに頼らず、太陽光発電や風力発電等をもっと増やすべき。<br>地熱発電も積極的に推進すべき。  | 2  | <b>[引き続き検討します]</b><br>FIT制度の買取価格の低下や適地の減少、土砂災害への懸念や景観の悪化など地域での様々な問題等もあり非住宅用太陽光発電の導入の伸びが鈍化しているほか、風力発電及び地熱発電は適地が見つからないなど、大規模施設の導入が進んでいないことから、現時点ではこれ以上の目標値の引き上げは困難と考えます。<br>なお、太陽光発電は家庭用や事業所等の屋根・遊休地を活用した導入、風力及び地熱については、引き続き県内での再構築・新たな掘り起こしを推進していきます。また、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。 |
|                                   | (p. 26)<br>2050年実質ゼロの実現を目指し、再生可能エネルギーをどの分野でどの程度増やすのか、ガイドラインや数値目標で明示すべき。  | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>再生可能エネルギーの着実な導入に向けては、ご提案いただいたようにより細かい目標値を示すことが有効であることから、分野ごとの導入目標の策定等は引き続き検討します。  |

| 項目等                                       | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方   |
|---|--|----|---|
| 第5章-II<br>2030年度<br>再生可能<br>エネルギー<br>導入目標 | (p. 26)<br>再生可能エネルギー別に、基本ポテンシャル及び利用可能ポテンシャルをp. 26の図表に記載してはどうか。   | 2  | <b>[引き続き検討します]</b><br>非住宅用太陽光発電や風力発電等の大規模なものは、土砂災害への懸念や景観の悪化など地域での様々な問題等もあり、導入が進んでいない状況です。国が公表しているポテンシャルデータは、そのような地域の実情等を考慮したものではないと思われ、全国統一的に調査したポテンシャルデータを記載することは、今後の導入目標等に誤解を招くおそれがあるため、引き続き検討します。   |
|   | (p. 26)<br>電力と熱に分けて、再生可能エネルギーごとの導入状況と今後の目標値を記載してはどうか。  | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>ご意見いただいたとおり、再生可能エネルギーの利用方法としては発電だけでなく、熱利用も考えられるため、熱エネルギーに関する記載は引き続き検討します。   |
|   | (p. 26)<br>小水力、風力、地熱は伸びない計画になっているが、理由は何か。一方で、p. 27の方針2では、小水力、風力の導入拡大となっており、整合性が取れないのではないか。                 | 1  | <b>[その他]</b><br>p. 25に記載のとおり、これらの導入量は現状のまま推移すると設定していますが、特に風力発電及び地熱発電は適地が見つからず導入が進んでいないのが現状です。とはいっても、バランスの取れた再生可能エネルギーの導入には、これらの導入が欠かせないため、小水力は引き続き導入拡大を推進とともに、風力及び地熱についても県内での再構築・新たな掘り起こしを推進していきます。     |
| 第5章-IV<br>削減策の取<br>組<br>方針1               | (p. 28~32)<br>関西広域連合を構成する自治体で、キャップ&トレードを実施すべき。   | 1  | <b>[その他]</b><br>排出量取引（キャップ&トレード）については、公平な個別排出枠の設定が困難で、規制や罰則のない県（圏）域外への事業所移転が懸念されるなどの課題がありますが、引き続き国の動向等を注視します。   |
|   | (p. 28~32)<br>国に炭素税の導入を求めるべき。  | 1  | <b>[その他]</b><br>炭素税の導入については、現在国において検討中であるため、動向を注視します。   |
|   | (p. 28~32)<br>カリフォルニア州が実施している環境に配慮した企業の認証制度「Bコーポレーション」のように、努力している企業（特に小規模事業者）を認証し、例えば税金の優遇措置等の制度を創設してはどうか。 | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>ご意見いただいたような制度の創設については、引き続き検討します。  |
| 第5章-IV<br>削減策の取<br>組<br>方針1-1             | (p. 28)<br>産業部門への規制と厳しい目標を提起すべき。そのために、大口排出の企業に対してエネルギー転換や低排出産業への移行を促すべき。                                   | 3  | <b>[ご意見を反映しました]</b><br>「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、温室効果ガス排出抑制計画書の策定及び措置結果報告書の提出を義務付けている制度の強化を検討します。<br>また、事業者が同計画書等を策定するに当たり参考とする「兵庫県特定物質排出抑制に関する指針」を強化し、事業者に2030年度の削減目標を策定させるとともに、脱炭素社会を実現するための取組方針の策定等を促します。 |
|   | (p. 28)<br>温室効果ガス排出量の半分以上を占める産業部門において、排出に関する規制が緩すぎる。   | 1  | 第5章-IV 方針1-1 (p. 28) の記載内容を修正し、上記の内容を記載します。   |
|   | (p. 28)<br>大企業の目標設定を上げるべき。<br>県内のCO <sub>2</sub> 発生源事業所に対して、いつまでにゼロを目指すのかの目標を明確にさせるべき。                     | 2  |   |
|   | (p. 28)<br>県内排出量の6割を占める産業部門をいかに脱炭素型転換するかが鍵となるが、その点が明確ではない。   | 1  |   |

| 項目等                    | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方   |
|------------------------|---|----|---|
|                        | <p>(p. 28)</p> <p>一定規模以上の事業者に対して計画書・報告書を義務付けており、「計画書及び報告書を広く県民に公表」とあるが、計画書や報告書の記載様式によっては企業秘密など機微情報を記載する場合もあるのではないか。公表される項目・内容については事業者の了解を得るようすべき。</p> | 1  | <p><b>【既に盛り込み済みです】</b></p> <p>提出いただいている計画書及び報告書と、公表用の様式は異なります。対象事業者には、公表する前提で、様式に記入・提出いただいています。</p>   |
|                        | <p>(p. 28)</p> <p>多くの温室効果ガスを排出する石炭火力発電所をいつまでに廃止するのかが鍵を握るのに、全く触れられていない。</p> <p>県下の非効率石炭火力発電所の稼働停止時期を明確にすべき。</p>  | 3  | <p><b>【その他】</b></p> <p>本計画に基づき、石炭火力発電の廃止や他燃料への転換など積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行っていきますが、非効率石炭火力発電の廃止時期等については、現在、国のワーキンググループで検討が行われていることから、国の動向を注視します。</p>  |
| 第5章-IV 削減策の取組<br>方針1-1 | <p>(p. 28)</p> <p>石炭火力発電から再生可能エネルギーに転換を求め、再生可能エネルギー発電100%を目指すべき。</p>  | 11 | <p><b>【その他】</b></p> <p>電源構成を含むエネルギー政策の根幹は、国が責任を持って進めるものと考えます。</p> <p>なお、本計画に基づき、石炭火力発電の廃止や他燃料への転換など積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行っていきます。</p> <p>また、本計画では温室効果ガス削減とレジリエンスの向上等に資する再生可能エネルギーの導入拡大を図ることとしています。</p>  |
|                        | <p>(p. 28)</p> <p>県下で稼働している石炭火力発電所の廃止を要請すべき。</p> <p>(※同意見のうち、速やかな廃止の要請に対する意見が27件、2030年までが6件、2050年までが2件)</p>   | 35 | <p><b>【その他】</b></p> <p>電源構成を含むエネルギー政策の根幹は、国が責任を持って進めるものと考えます。</p> <p>なお、本計画に基づき、石炭火力発電の廃止や他燃料への転換など積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行っていきます。</p>   |
|                        | <p>(p. 28)</p> <p>増設予定の㈱コベルコパワー神戸第3、4号機の石炭火力発電に対して、建設・稼働の中止を要請すべき。</p>  | 40 | <p><b>【その他】</b></p> <p>電源構成を含むエネルギー政策の根幹は、国が責任を持って進めるものと考えます。</p> <p>県としては、「発電施設の導入時点において採用可能な最も高効率で二酸化炭素排出量の少ない発電施設を導入し、適切な維持管理を図ることにより、二酸化炭素排出量を抑制すること。そのうえで、二酸化炭素総排出量の増加に見合う削減方策を売電先の対策を含め、手段を明確にして必ず確実に実施し、二酸化炭素総排出量を施設の供用によって増加させないこと。」などの意見書を平成30年3月16日付けて経済産業省に提出しています。これを受け、事業者は「施設の供用による二酸化炭素総排出量を増加させないようにする。」旨の回答を環境影響評価書（平成30年5月）に示しています。</p> |

| 項目等                       | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方  |
|---------------------------|---|----|--|
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1-1 | (p. 28)<br>県下にある事業所への取組が示されていない。  | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>県内事業者に対しては「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、温室効果ガス排出抑制計画書の策定や措置結果報告書の提出を義務付けるとともに（規模要件あり）、中小事業者に対する補助や融資等の支援を行う旨を第5章-IV 方針1に記載しています。<br>石炭火力発電については、保有事業者に対して、強化する「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針」に基づき、廃止や他燃料への転換を促していく旨、p. 28に記載しています。 |
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1-2 | (p. 29)<br>すぐに着手でき、経費の回収率も高いので、家庭用蓄電池システムや太陽光発電システムの補助の項目に「高効率LED照明システム」を追加してはどうか。  | 1  | <b>【対応困難です】</b><br>ご提案いただいた高効率LED照明システム（特に家庭用）は、現在の補助対象である家庭用蓄電池システムや太陽光発電システムと比較して安価で手軽に導入できるため、補助は不要と判断します。  |
|                           | (p. 29)<br>戸建て住宅だけでなく、借家やアパート、マンションなどでも発電できる小型の太陽光パネルと蓄電池をセットにした「ベランダ発電」（独立電源）を全世帯が導入すれば、総計で大規模な節電が可能となることから、「ベランダ発電」への補助制度や共同購入制度の創設を検討すべき。                        | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>第5章-IV 方針1-2 (p. 29) に記載の「家庭用蓄電池や住宅用太陽光発電システムに対する補助制度」は、3 kW以上10kW未満の太陽光発電が対象であり、ご提案いただいたような小型タイプは現状、補助対象外です。<br>規模要件緩和による補助対象の拡大や共同購入制度の創設については、引き続き検討します。  |
|                           | (p. 29)<br>太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの出力変動対応には、蓄電池の採用が推奨されている。エネルギーを貯めるという意味で、蓄電池と同等の機能を有すると考えられる電気自動車と電気式高効率給湯器（エコキュート）について、再生可能エネルギーとの併用を条件に補助を行ってはどうか。（エコキュートについては単独でも） | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>第5章-IV 方針1-2 (p. 29) に記載の「家庭用蓄電池や住宅用太陽光発電システムに対する補助制度」の対象拡大については、引き続き検討します。<br>なお、ご提案いただいた電気式高効率給湯器（エコキュート）については、融資の対象としています。  |
|                           | (p. 29)<br>構造物の断熱強化は暖房費の削減につながり、省エネになることから、山形県や鳥取県のように兵庫県において断熱の義務化や基準の強化を進め、全国に展開すべき。  | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>兵庫県は日本の縮図といわれるよう、多様な気候から成り立っており、ご意見いただいた山形県や鳥取県のように、全ての地域が豪雪地帯ではないため、一律に義務化等を行うことは、困難と考えます。<br>なお、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、令和3年4月1日から省エネ基準への適合義務制度の対象が拡大されるなど、エネルギー消費量の削減に向けた取組が全国的に推し進められています。               |
|                           | (p. 29)<br>民間住宅への断熱窓設置などの省エネ改造について、補助を行うべき。   | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>第5章-IV 方針1-2 (p. 29) に記載の「住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資制度」により、断熱窓の設置等に対する融資を実施していますが、ご提案いただいた補助については、引き続き検討します。   |

| 項目等                       | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方  |
|---------------------------|--|----|--|
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1-2 | (p. 29)<br>新築よりもむしろ、既存住宅の改修が重要であり、その中でも最も断熱効果の高い開口部の改修（断熱窓への交換）について支援することが有効である。「住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資制度」のメニューとして断熱窓を明記すべき。                             | 1  | <b>【ご意見を反映しました】</b><br>融資の活用を推進するためにも、対象メニューを広く周知する必要があることから、p. 29に融資の対象メニューを全て記載します。  |
|                           | (p. 29)<br>電気自動車の普及を急ぐべき。政府は、ガソリン車の新車販売を2030年半ばまでに廃止としているが、それでは遅すぎる。路線バスも2030年までに電気に変えるべき。充電設備も充実させるべき。乗り換えに対する特典や補助などを検討すべき。                              | 4  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針1-2 (p. 29) に記載のとおり、FCV（燃料電池自動車）やEV（電気自動車）等への導入補助を行うとともに、充電設備や燃料供給設備等のインフラ整備を促進し、ガソリン車からの転換を推進します。   |
|                           | (p. 29)<br>化石燃料から水素を製造する手法では脱炭素にならず、コスト的にも再生可能エネルギーと電気自動車の組み合わせの方が、効果が高いとも言われているため、水素の開発と並行して電気自動車も推進すべき。  | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針1-2 (p. 29) に記載のとおり、EV（電気自動車）の導入補助を行うとともに、充電設備等のインフラ整備を促進し、EVの導入を推進します。  |
|                           | (p. 29)<br>水素ステーションの設置拡大を推進すべき。  | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針1-2 (p. 29) に、ステーションの整備に対して補助を行うなど、インフラ整備を促進する旨、記載しています。<br>なお、「ステーション」が「水素ステーション」である旨を明記します。  |
|                           | (p. 29)<br>環境に優しいトラック等の導入の推進には、車両価格と性能はもとより、ステーションや充電・燃料供給設備等のインフラ整備が必要。同時に、中小事業者が導入だけでなく、使用を継続できる助成金や補助金制度の創設が必要である。また、事業規模を考慮した公的な表彰制度などインセンティブ制度も必要である。 | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>第5章-IV 方針1-2 (p. 29) に記載のとおり、ハイブリッド及び天然ガストラックや燃料電池バスへの補助等により導入を推進するとともに、水素ステーションや充電・燃料供給設備等のインフラ整備を促進します。<br>中小事業者の継続使用に対する支援や事業規模を考慮した表彰制度などのインセンティブ制度の創設については、引き続き検討します。 |
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1-3 | (p. 30)<br>各自治体のごみ焼却炉でごみ発電ができるように転換策を盛り込むべき。   | 2  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針1-3 (p. 30) に記載のとおり、市町のごみ焼却施設の更新時やごみ処理広域化に伴う新設時には、高効率ごみ発電の導入を促進します。  |
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1-4 | (p. 30)<br>J-クレジットの活用を推進すべき。   | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針1-4 (p. 30) に記載のとおり、「CO <sub>2</sub> 削減協力事業」により、J-クレジットの活用を推進します。  |
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1-6 | (p. 31)<br>県及び各市町所有の土地を共同輸配送や物流拠点の集約地として活用すべき。   | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>ご提案いただいた公有地の活用については、引き続き検討します。   |

| 項目等                        | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方   |
|----------------------------|---|----|---|
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1-6  | (p. 31)<br>自動車や自転車の記載はあるが、鉄道関係はp. 20のディーゼル列車のFC化以外に見当たらない。兵庫県の鉄道網は有効に使われるどころか、過疎地では採算が成り立たない状況と理解している。鉄道網を物流用途で利用すれば、トラックよりも省エネになるとともに、ローカル線の経営も助かる。また、自転車の鉄道への持ち込みを可能にすれば、鉄道+自転車という省エネ旅も期待できる。 | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>第5章-IV 方針1-6 (p. 31) に記載のとおり、既に貨物輸送のインフラ整備が進んでいる路線についてはモーダルシフトを推進していますが、ご提案いただいたローカル線を活用した貨物輸送や自転車の持ち込みについては、引き続き検討します。             |
|                            | (p. 31)<br>飛行機、トラックから鉄道、船に物流を転換していくべき。  | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針1-6 (p. 31) に記載のとおり、鉄道、船舶への物流に転換するモーダルシフトを推進します。  |
|                            | (p. 31)<br>1時間以内のフライトは、鉄道などの低炭素交通に代替すべき。  | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針4-1 (p. 37) に記載の「COOL CHOICE」の推進には、長距離移動を伴う旅行時や出張時における鉄道、バス等の利用を推進することも含まれています。   |
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1-7  | (p. 32)<br>知事・副知事公用車、県公用車は、高級車をやめ、原則、燃料電池車、電気自動車、プラグインハイブリッドカー、30km/l以上の低燃費のハイブリッドカーにすべき。   | 1  | <b>【既に盛り込み済み】</b><br>第5章-IV 方針1-7 (p. 32) に記載のとおり、公用車への次世代自動車の導入については引き続き、率先して取り組んでいきます。  |
|                            | (p. 32)<br>県庁新庁舎は、ZEB Oriented等に止まらず、壁面に太陽光パネルを設置し、より環境負荷の低いZEBを目指すべき。<br>県内公共施設の建て替え時、大規模補修時は、原則ZEBにすべき。<br>既存施設は、断熱窓にするなど、計画的な断熱改修を実施すべき。   | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>県庁舎のように大規模建築物ほど、ZEBの実現が難しいとされていることから、現時点ではZEB化は困難と判断しますが、既存施設も含めて引き続き、環境負荷の低減に努めています。   |
|                            | 県機関の電力調達は、再エネ供給量と価格の総合評価入札に変えるべき。電力調達環境配慮指針は、再エネ30%や再エネ100%販売事業者が出てきていることから、例えば、再エネ30%以上30点、再エネ100%70点にするなど、社会状況に合わせた内容に指針を変更をすること。   | 1  | <b>【本文の趣旨に一致しています】</b><br>「兵庫県の電力の調達に係る環境配慮方針」における再生可能エネルギー導入状況の評価方法は、既に見直し作業に入っています。   |
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1及び2 | (p. 29、33)<br>新築住宅も含めて、再生可能エネルギーの普及や省エネ住宅に対する補助制度を充実させるべき。  | 3  | <b>【引き続き検討します】</b><br>p. 29及びp. 33に記載のとおり、既築住宅に太陽光発電や蓄電池システムを設置する際の補助や住宅に創エネルギー・省エネルギー設備を設置する際の融資、県産木材を利用した環境配慮型住宅への融資等の支援をしていますが、新築住宅への補助については引き続き検討します。 |
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1及び4 | (p. 32、38)<br>有機農業や有機畜産、地産地消を推進すべき。   | 2  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針1-8 (p. 32) に環境創造型農業の取組面積拡大を図る旨を記載しています。また、第5章-IV 方針4-2 (p. 38) に県産農林水産物の県内消費を促進する旨、記載しています。                              |

| 項目等                            | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方   |
|--------------------------------|--|----|---|
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針1及び<br>6 | (p. 29、43)<br>CO <sub>2</sub> 排出量の割合が高い産業部門において、CO <sub>2</sub> 排出量ゼロに向けた取組に対する支援が必要ではないか。   | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針1-2 (p. 29) に記載のとおり、中小規模事業者に対する補助や融資による支援を実施します。<br>また、方針6-2 (p. 43) に記載のとおり、「兵庫県最先端技術研究事業」により、環境・エネルギー等の次世代産業分野における研究等に対して補助を行うとともに、個別企業では解決が困難な課題について産官学連携の下、解決策を検討する研究会を立ち上げます。  |
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針2        | (p. 33～35)<br>再生可能エネルギーの普及には、県民の意識改革が重要であり、県民が再生可能エネルギーを身近な存在として、自宅にも導入してみたくなるような、小型で多様な再生可能エネルギー設備を展示する「再エネパーク」を設置してはどうか。   | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>ご提案いただいた「再エネパーク」の設置は、引き続き検討します。<br>なお、今年度内にリニューアルオープン予定である「ひょうご環境体験館」では、再生可能エネルギー発電や水素発電について理解を深めていただけます。発電の仕組み等を模型や動画等も交えながら紹介していきます。  |
|                                | (p. 33～35)<br>地熱発電や温水利用など地熱利用を積極的に推進すべき。また、風、水、潮流などのエネルギー利用や小さな水流、小川、谷間の水力発電も推進が必要。加えて、屋上や屋根を活用した小さな太陽光発電やソーラーシェアリングも推進すべき。  | 2  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針2-1 (p. 33) に記載のとおり、太陽光発電は補助による住宅太陽光発電の導入や事業者等による屋根置きの非住宅用太陽光発電の導入を推進するとともに、ソーラーシェアリングの普及拡大に努めます。小水力発電についても、事業化に向けての取組支援やハード整備費用に対する無利子貸付等により導入を推進します。<br>風力及び地熱については、方針2-4 (p. 34) に記載のとおり、県内での再構築・新たな掘り起こしを推進していきます。<br>潮流発電についても、p. 22に記載のとおり将来的には活用できるよう取組を推進します。 |
|                                | (p. 33～35)<br>再生可能エネルギーを利用する法制度や再生可能エネルギーを増やすための支援策の予算等を提示する必要があるのではないか。   | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>法制度や特に予算に関する情報等は、短い期間で情報が更新されていくため、中期的な期間を対象としている本計画に記載することは不向きと考えますが、HP等による周知について引き続き検討します。  |
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針2-1      | (p. 33)<br>他都県で実施されている再生可能エネルギー導入に向けた施策を兵庫県でも実施すべきではないか。<br>・太陽光発電初期費用ゼロ促進事業（東京都、神奈川県）<br>・収益納付型補助金の活用による再エネ導入促進事業（長野県）<br>・再生可能エネルギーグループ購入促進事業（東京都）<br>・太陽光発電設備等共同購入事業（長野県） | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>ご提案いただいた施策の展開は、幅広く検討していきます。   |
|                                | (p. 33)<br>太陽光発電については、日本で一番多くある「ため池」への導入を、水利組合とも協議して推進すべき。その際には、県外の企業ばかりではなく、地元企業、地元金融機関、自治体、住民の参加が基本的な条件とすべき。   | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針2-1 (p. 33) に記載のとおり、ため池を活用した非住宅用太陽光発電の導入を促進するため、周辺環境への影響等も含めた研究・検討を地域主導で進めています。   |

| 項目等                    | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方   |
|------------------------|---|----|---|
| 第5章-IV 削減策の取組<br>方針2-1 | (p.33)<br>ソーラーシェアリングやため池発電への導入を支援すべき。<br>農業を守る（食糧自給率を上げる）という見地や防災の観点からも、ソーラーシェアリングという一石数鳥の事業に対し県の「本気の」後援が重要と考える。  | 2  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第5章-IV 方針2-1 (p.33)に記載のとおり、ため池を活用した非住宅用太陽光発電の導入に向け研究を進めるとともに、ソーラーシェアリングの普及拡大に努めます。   |
| 第5章-IV 削減策の取組<br>方針2-2 | (p.33)<br>兵庫県には多くの河川があることから、この流れを利用して小水力発電を推進し、地産地消に取り組むべき。   | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第5章-IV 方針2-2 (p.33)に記載のとおり、小水力発電の導入を推進します。   |
|                        | (p.33)<br>小水力発電の導入拡大のため、「先進的モデルのハード整備への無利子貸付」だけでなく、もっと強力な支援を検討すべき。  | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>ご提案いただいた支援については、引き続き検討します。<br>なお、令和3年度から貸付限度額を3,000万円から5,000万円に拡充します（太陽光発電を除く）。   |
| 第5章-IV 削減策の取組<br>方針2-3 | (p.34)<br>バイオマス発電の燃料は、輸入ではなく、地域で生産された木材利用を中心にするべき。  | 3  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第5章-IV 方針2-3 (p.34)に記載のとおり、県内のバイオマスの有効利用に向けた取組を推進します。  |
| 第5章-IV 削減策の取組<br>方針2-4 | (p.34)<br>県北部で、県外企業も含めて地元の住民や金融機関、自治体等が協力した風力発電所の建設に取り組むべき。   | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第5章-IV 方針2-4 (p.34)に記載のとおり、県北部に限らず、風力発電の県内での再構築・新たな掘り起こしを推進します。  |
|                        | (p.34)<br>風力発電は、レンズ型風力発電の導入を検討すべき。  | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第5章-IV 方針2-4 (p.34)に記載のとおり、先進事例等の情報収集も行いながら、風力発電の県内での再構築・新たな掘り起こしを推進します。   |
| 第5章-IV 削減策の取組<br>方針2-4 | (p.34)<br>地熱発電は、第4次計画で導入設備7kWとなっていたが、新たな計画案ではゼロとなっている。湯村温泉の薬師湯温泉バイナリー発電所があるが、これは廃止するのか。地熱発電は、太陽光発電のように天気に左右されることなく昼夜通して常時発電できる自然エネルギーであり、県内には湯村温泉以外に、有馬温泉や城崎温泉などの熱源が多数存在する。開発目標を掲げて実現へ取り組むべき。 | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>新温泉町薬師湯のバイナリー発電は、出力が40kW(0.04kW)と小さいことからp.26に記載の図表41では0kW(0kWh)と表示しています。<br>現状、地熱発電の適地がなく、具体的な新たな計画がないため目標値も0kWとしていますが、ご指摘のとおり県内には熱源が多数存在することから、第5章-IV 方針2-4 (p.34)に記載のとおり、県内での再構築・新たな掘り起こしを推進します。   |
| 第5章-IV 削減策の取組<br>方針3   | (p.36)<br>地域エネルギー会社がどのような会社なのか不明。内容を記載すべき。また、「官民連携による設立」を推進するのか、「官民連携により、設立に向けた検討」を推進するのかわかりにくいで、表現の仕方を変えるべき。検討ならまだしも、「官民連携による設立」を企図するのであれば書きすぎではないか。   | 1  | <b>[ご意見を反映しました]</b><br>地域エネルギー会社とは、地域資源を活用したエネルギーによる電力等を地域内の需要家に供給する地産地消の担い手であり、その収益により地域課題解決サービスを提供する事業体を想定しています。その旨を要約して「エネルギーの地産地消及び地域経済の基盤の創出に貢献する」とp.36に記載しています。<br>ご意見を踏まえ、「官民連携による設立に向けた検討を推進する」を「官民連携による設立、取組を推進する」とします。<br>なお、関わり方は様々ですが、官民連携による設立は全国でも事例があり、設立を企図することは書きすぎではないと判断します。 |

| 項目等                  | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方  |
|----------------------|--|----|--|
| 第5章 IV 削減策の取組 方針3    | (p. 36)<br>電力は常に需要と供給の一致が求められる上、大量に貯めることができ難であり、出力が変動する再エネだけでは安定的な電力供給を確保できない。蓄電池やバックアップ電源とセットでのエネルギーシステム構築が必須であり、調整力、バックアップ確保の観点についても記載をしたらどうか。   | 1  | <b>【ご意見を反映しました】</b><br>ご意見を踏まえ、第5章-IV 方針3 (p. 36) に「中小規模事業者を対象とした「地球環境保全資金融資制度」により、地域分散型エネルギーシステムの構築に当たり必要となる蓄電池やバックアップ電源等の確保を支援する。(再掲) と追記します。  |
| 第5章 IV 削減策の取組 方針3及び5 | (p. 36、41)<br>近在の山林（里山及び奥山）が放置されて人が入れなくなってしまっており、保全や木材活用などの対策ができ難いことが課題である。里山で伸び放題になっている杉や檜、繁殖している孟宗竹などのニーズ（肥料、緩衝材、断熱材など）を開発し、地産地消の仕組みができれば雇用が生まれ、物流燃料の節約や過疎・少子高齢化対策にも結びつくのではないか。森林樹木更生は獣害対策、防災にもつながると考えられる。 | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針3 (p. 36) に記載のとおり、地域の再生可能エネルギーの活用及び里山等の適切な維持管理による生物多様性の保全に貢献する「地域循環共生」の創出を推進します。<br>また、第5章-IV 方針5-2 (p. 41) に記載のとおり、地域、事業者、市町等と連携したワークショップを開催するなど、放置竹林の適正管理及び竹の利活用に向けた検討を進めます。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針4    | (p. 37～39)<br>家庭部門での取組に大きな個人差があると感じている。家庭部門の目標を達成するためには、補助や融資等の経済的支援の強化が必要である。<br>また、家庭部門への推進の一環として、モデルハウスを建てて一般市民への公開・相談に当たる事業を展開してはどうか。  | 1  | <b>【引き続き検討します】</b><br>ご提案いただいた経済的支援の強化やモデルハウスを活用した家庭部門への推進については、引き続き検討します。   |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針4-1  | (p. 37)<br>県民にCOOL CHOICEの実行を促すためには、少し高価な選択であってもそちらを選ぶ（コストを負担する）意識を持っていただくような広報が必要である。   | 1  | <b>【ご意見を反映しました】</b><br>各地域の消費者センターや消費者団体による研修会の開催など、「ひょうご消費生活プラン」に基づき、人や社会・環境に配慮した消費行動「エシカル消費」の普及・啓発を行っていく旨を第5章-IV 方針4-1 (p. 37) に追記します。   |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針4-2  | (p. 37)<br>うちエコ診断は、受診だけで終わっては意味がなく、受診後の対策として設備更新を推進する仕掛けが必要ではないか。  | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>第5章-IV 方針4-2 (p. 37) に記載のとおり、省エネ家電への買い換えや創エネ・省エネ機器の導入に対して補助を行うなど、うちエコ診断の受診者による取組を推進します。   |
|                      | (p. 38)<br>地球温暖化防止活動推進員の取組を、一般的な啓発活動から県や市町の施策推進実践活動にも展開してはどうか。   | 1  | <b>【既に盛り込み済みです】</b><br>地球温暖化防止活動推進員には、地域に根ざしたきめ細やかな活動を実践していただくことを求めており、第5章-IV 方針4-2 (p. 38) に記載のとおり、地域に最も身近な地方公共団体である市町との連携した取組を推進します。   |
|                      | (p. 38)<br>地球温暖化防止活動推進員に、学生もしくは18～22歳枠を設けてはどうか。  | 2  | <b>【ご意見を反映しました】</b><br>地球温暖化防止活動推進員の学生枠の創設を検討しています。その旨を第5章-IV 方針4-2 (p. 38) に追記します。  |

| 項目等                       | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方   |
|---------------------------|--|----|---|
| 第5章-IV<br>削減策の取組<br>方針4-2 | (p. 38)<br>地球温暖化防止活動推進員が普及啓発を行っていく上で、次のような機会があれば理解が深まると考える。<br>・推進員個人の気づきや身近な取組等を気軽に話し合う機会<br>・省エネ、地産地消、食品ロスや3Rについての事例紹介の場<br>・企業や行政等の取組例や課題、将来への見通しなどを紹介する場 | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>地球温暖化防止活動推進員による普及啓発が活発に実施されるよう、第7章-I (p. 77~80)にも記載のとおり、各主体の参画と協働の下、取組を進めていきます。  |
|                           | (p. 38)<br>エコドライブ運動を形式的に推進していくのではなく、会社とドライバーが率先してエコドライブを継続するメリットが必要。社内による手当の支給や表彰制度だけでなく、公的な助成金も含めて、インセンティブ制度を創設すべき。   | 1  | <b>[引き続き検討します]</b><br>インセンティブ制度としては、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団が主催する「エコドライブ活動コンクール」などの表彰制度がありますが、助成金等を含む新たな制度の創設については、引き続き検討します。   |
|                           | (p. 39)<br>脱プラスチック対策の強化も必要である。焼却中心から脱却し、ごみを出さないシステムの確立を目指すべき。  | 2  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第5章-IV 方針4-4 (p. 39)に記載のとおり、プラスチックごみ対策を推進します。  |
| 第6章-III<br>適応策の取組         | (p. 55)<br>地球温暖化の影響は、人間のみならず、他の生物にまで影響を与えていている。温暖化対策に取り組むに当たっては、人間のみのことを考えるのではなく、そこで生息する他の生物のことも考えて推進していくべき。   | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第6章-III 3 (p. 55)に記載のとおり、適応策の取組として「生物多様性ひょうご戦略」に基づく各種施策を推進します。<br>また、生物多様性の保全に貢献する「地域循環共生圏」の創出やCO <sub>2</sub> 削減及び生物多様性の保全に貢献するグリーンインフラの活用なども推進する旨、記載しています。 |
|                           | (p. 63)<br>治水事業には、総合治水を。ダムに頼らない流域治水も。<br>堤防強化、水田、施設、運動場などの貯水効果を利用すべき。  | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第6章-III 3に記載のとおり、総合的な治水対策を推進するとともに (p. 63)、防災施設の整備等に当たっては、グリーンインフラの活用を推進します (p. 65)。   |
|                           | (p. 64)<br>今後の気象災害に備えて、防災体制を強化すべき。   | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第6章-III 3 (p. 64)に記載のとおり、防災体制の整備に取り組んでいます。   |
|                           | (p. 65)<br>公助、共助、自助の連携を密にすべき。  | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第6章-III 3 (p. 65)に適応策の取組内容として、自助及び共助からなる地域防災力の向上と、公助の機能強化を適切に組み合わせ、各主体が役割分担をして取り組む旨を記載しています。   |
| 第7章-I<br>各主体の役割           | (p. 77~80)<br>県と市町がしっかりと協働して取組を進めていく必要を感じる。  | 2  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第7章-I (p. 77~80)に記載のとおり、各主体と連携して取組を推進していきます。   |
|                           | (p. 77~80)<br>公共事業には、住民参加を促すべき。  | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第7章-I (p. 77~80)に、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参画と協働の下、取組を進めていくことが重要である旨を記載しています。  |

| 項目等                             | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方  |
|---------------------------------|--|----|--|
| 第7章 II<br>及びIII<br>推進体制<br>進行管理 | (p. 81～82)<br>2050年実質ゼロは、県民のみならず、国民的、世界的課題である。このような大きな課題への取組は、徹底した住民参加型で推進すべきであり、県下各分野、若者も含めた各年齢層の意見が反映できる仕組みづくり（委員会、協議会、県民会議、目安箱の設置など）が必要ではないか。 | 7  | <b>[引き続き検討します]</b><br>ご提案いただいた仕組みづくりについては、引き続き検討します。   |
| 第7章 II<br>推進体制                  | (p. 81)<br>NPO等の協力も得て、グローバルな視点から取り組んでいただきたい。   | 1  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第7章-II (p. 81) に、NPO等も含めて、県民・事業者・団体・行政等が一体となって取り組むことが重要である旨、また、国際的環境関連研究機関とも連携して取組を進めていく旨を記載しています。  |
| 第7章 III<br>進行管理                 | (p. 82)<br>計画が最終決定されれば、本計画の進捗状況を調査・点検、評価し、その内容公表すべき。   | 5  | <b>[既に盛り込み済みです]</b><br>第7章-III (p. 82) に記載のとおり、GPDCAサイクルの考え方に基づき、進行管理を行います。<br>県内の温室効果ガス排出量は、毎年、推計し公表するとともに、本計画の目標値の達成状況及び施策の取組状況等は「兵庫県環境基本計画の点検・評価結果」の中でとりまとめ、兵庫県環境審議会に報告し、意見・提言を求めていきます。 |
|                                 | (p. 82)<br>PDCAサイクルを回すべき。  | 1  |  |
| その他                             | 計画案の検討は、県環境審議会を公開し、計画案づくりの抜本的見直しが必要である。<br>限られた専門家を中心とする閉鎖的な審議会で検討されている。   | 2  | <b>[その他]</b><br>県環境審議会は原則、公開となっており傍聴が可能です。当日の資料や議事録等も県ホームページで公表しています。<br>なお、現在審議いただいている「兵庫県環境審議会大気環境部会」は、各分野の学識者に加え、消費者団体の代表者や各業界団体の代表者、県会議員等も委員に就任いただいており、幅広い分野の方々からご意見を頂いています。           |
|                                 | 幅広い県民の参加、特に未来に生きる若い世代の意見を聞く機会を設けた上で、計画案を提示すべきではないか。  | 4  | <b>[その他]</b><br>今年度から実施している「ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト」の参加高校生に、本計画の若い世代向けパンフレットを作成いただく予定にしています。<br>今後は、このような機会を捉えて、若い世代との意見交換を行うよう検討していきます。  |
|                                 | SDGsの取組は、中小企業でも取り組みやすいように簡素化する必要がある。   | 1  | <b>[その他]</b><br>本計画で示す取組に限らず、環境の取組は持続可能な社会の実現を目指すものであり、SDGsと理念を共有しながら、経済・社会の課題を解決していくことが重要です。各主体がSDGsの理念を共有しながら取組を進めていけるよう、あらゆる機会を捉えてSDGsとの関係性を「見える化」しながら、県民一人一人の意識改革を促していきます。             |
|                                 | 住宅販売時に（中古を含む）、住宅の電気代がいくらになるかわかるような仕組みを作るべき。  | 1  | <b>[その他]</b><br>居住人数や生活スタイルによって、電気使用量が変わるため、販売時に示すことは困難と考えます。  |

| 項目等 | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方   |
|-----|---|----|---|
| その他 | 飛行時間が1時間以内の短距離便は、将来的に止める方向で検討すべき。   | 1  | <p><b>[その他]</b><br/>路線の決定は、各航空会社が判断すべき内容と考えます。<br/>なお、第5章-IV 方針4-1 (p.37) に記載の「COOL CHOICE」の推進には、長距離移動を伴う旅行時や出張時における鉄道、バス等の利用を推進することも含まれています。</p> |
|     | 太陽光発電の大規模乱開発を規制することに賛同します。  | 2  | <p><b>[その他]</b><br/>引き続き、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、大規模太陽光の設置による環境面及び防災面への影響等を確認していきます。</p>                                    |
|     | 再生可能エネルギー導入の推進は必要だが、そのために新たに土地開発を行うのではなく、既にある建物、土地を再利用するなど自然破壊をしない方法で進めるべき。         | 1  | <p><b>[その他]</b><br/>引き続き、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入による環境面及び防災面への影響等を確認していきます。</p>                                 |
|     | 水素は、再生可能エネルギー由来のものであることを日常的にチェックする仕組みを作るべきである。                                      | 1  | <p><b>[その他]</b><br/>国や製造会社で対応すべき課題と判断します。</p>   |
|     | 神戸市都心部は河川氾濫や六甲山麓の土砂災害などのリスクがあるほか、ヒートアイランド現象も多発していることから、北区や六甲山中腹に人口を分散させる施策が必要ではないか。 | 1  | <p><b>[その他]</b><br/>神戸市が検討すべき内容と判断します。</p>  |
|     | 神戸市など炭素排出量が多い自治体における低炭素化の状況を県が確認していくよう、チェック項目等を本計画に明記すべき。                           | 1  | <p><b>[その他]</b><br/>各市町で確認を行うべき内容と判断します。</p>  |
|     | 危険な原発を今すぐ全廃すべき。<br>脱炭素と脱原発はセットである。<br>原発に代えて再生可能エネルギーの導入を推進すべき。                     | 5  | <p><b>[その他]</b><br/>電源構成を含むエネルギー政策の根幹は、国が責任を持って進めるものと考えます。<br/>なお、本計画では温室効果ガス削減とレジリエンスの向上等に資する再生可能エネルギーの導入拡大を図ることとしています。</p>                      |